

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号〒297-8588
(ふりがな)ちばけんもばらしおおしば629
住所 千葉県茂原市大芝629
(ふりがな)ふたばでんしこうぎょうかぶしきがいしゃ
会社名 双葉電子工業株式会社
(ふりがな) にしむろ あつし
氏名 取締役社長 西室 厚

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

平成16年8月23日

電波利用料制度の見直しに関する意見
双葉電子工業株式会社

【まえがき】

弊社は本報告書における議論の主体の免許不要局となる、特定小電力・小電力データ通信システム無線設備(以下、「特定小電力無線等」)を製造・販売する事業者であります。本見直し案については、その事業について深く影響を受けるものであることから、本意見を提出させていただくものであります。

また以下の意見のように、本見直しによる免許不要局への徴収については反対を表明いたします。

【意見内容】

●徴収方式の観点

免許不要局の無線機器の製造・販売をおこなう事業者は、日本国内の事業者に限らず、海外の事業者であることも多々あるかと思えます(特に無線LANが思い浮かぶところでしょう)。国内の事業者は、国の監督下にあるため徴収は容易であります。これら海外事業者においては、徴収が困難な場合も推測されます。徴収不可能である場合は国内の事業者との公平性がなくなると考えられます。つまり免許ベースで利用料を賦課する方策のほうが、免許あり・なしという線引きもでき、かつ確実な徴収が可能だと考えます。

●免許不要局の無線製品販売価格の観点

特定小電力無線等の業態における無線製品の販売については、業界の過去からの経緯、そして現在の市場でのPHSやセルラの超低価格販売に引きずられて、製造業者から顧客へ

の市場販売価格がかなり下落しています。電気通信事業者である場合には、基本料金などであとから分割回収という方法で損金回収が可能であります。免許不要局である特定小電力無線等の機器の販売では、それも不可能であり、事業活動としても苦慮しているという実情があります。

そのうえで電波利用料が賦課されるとなると、上記の経緯から顧客への理解を得ることも難しく、結局は「製造業者の自己努力」という名前の下に利益圧迫が発生してしまいます。この点もワイヤレス産業の多様な発展という観点から十分な配慮をいただきたいと存じます。

●免許不要局の周波数再利用に関する観点

免許不要局(特に特定小電力無線等の無線設備)は出力も10mW程度と小さく、狭い範囲での使用に限定されています。電波再利用の観点からすると、ゾーンを離すことで電波の再利用が可能になりますので、他の免許局と比較しても有限なる電波資源を浪費することはありません。そのために免許局と同じ範疇として取り扱い、電波利用料を徴収すること是不適切ではないかと考えております。

上記と同様に、免許不要局における無線周波数は共用利用が原則になっておりますので、電波(さらにその電波自体も狭いゾーンに限定もされます)を占有することはありません。その点からも電波利用料を支払うほどの重要度がある無線設備ではないとも考えられます。

●徴収施策の観点

各種メディアから漏れ伝えられるところによりますと、無線LANについては利用料徴収を除外するという話もあるようです(本報告書には掲載されておりませんが)。

弊社はこの分野の製品にはあまり関与しておらず、産業用無線など、特殊な用途での製品展開をおこなっております。そのため数量も大規模ではありません。

この点からすると、利用数量の一番多いところからは徴収せず、一部の業態から徴収するということは、不公平感を欠くのではないかと思料いたします。

電波の有効・適正な利用を通じてワイヤレス産業の発展を図ることが国益にかなうものと考えます。

以上